

届出対象行為

1) 建築物（景観法 16 条第 1 項第 1 号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
建築物の新築又は移転	高さ 10m 超又は建築面積 500 m ² 超
建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が 10 m ² 超 若しくは当該行為によって上記に掲げる規模となるもの

2) 工作物（景観法 16 条第 1 項第 2 号により届出が必要な行為）

届出対象行為		届出を要する規模
工 作 物 の 新 設 又 は 移 転	① 擁壁、垣(生垣は除く。)、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 5m超
	② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(⑤に掲げるものを除く。)	高さ 10m超
	③ 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	④ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	⑤ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ 20m超
	⑥ 広告塔、広告板その他これらに類するもの	高さ 10m 超又は表示面積の合計 15 m ² 超
	⑦ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	高さ 10m 超又は築造面積 1,000 m ² 超
	⑧ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	
	⑨ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	⑩ 自動車の駐車の用に供する立体的な施設	
	⑪ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	
	⑫ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設	
	⑬ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	
工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		上記①から⑬に掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が 10 m ² 超、若しくは、当該行為によって上記に掲げる規模となるもの

3) 開発行為（景観法 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為）	面積 3,000 m ² 超又は法面の高さ 5m 超かつ延長 10m 超

4) その他条例で定める行為（景観法 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積 3,000 m ² 超又は法面の高さ 5m 超かつ延長 10m 超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 3m 超又は堆積の用に供される土地の面積 500 m ² 超
水面の埋立て又は干拓	面積 3,000 m ² 超又は法面の高さ 5m 超かつ延長 10m 超

※届出を要する行為を行おうとする場合は、構想、計画段階で行為の内容について事前に協議を行うこととする。